記載要領

1　⑴から⑼までの事項については、不要のものを消すこと。

2　「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。

3　⑷に該当する場合には、当該変更に係る事項のみに限定せず、全体について「変更前」と「変更後」を対比させて記載すること。

4　⑴及び⑷の事項については、ふりがなを付すこと。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、様式第十号から様式第十五号までの改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の地質調査業者登録規程様式第十号から第十五号までは、平成二十三年四月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用し、同日前に決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

官報公告

裁　　判

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月25日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年３月 14 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年３月 14 日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター
宮城県	東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東京都	虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県	虎の門病院分院
愛知県	名城病院及び東海病院
大阪府	大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県	六甲病院
広島県	広島記念病院
香川県	高松病院
福岡県	千早病院
大分県	新別府病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エヌ・ティ・ティ労働組合から、一時金等の要求に関して、平成23年３月15日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年３月 14 日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、テルウェル北海道株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア北海道株式会社、ドコモサービス北海道株式会社、ドコモエンジニアリング北海道株式会社、ドコモ・モバイル株式会社、ドコモ・ビジネスネット株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ北海道
青森県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―青森、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、テルウェル東北株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北
岩手県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―岩手、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、テルウェル東北株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北
宮城県	東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―宮城、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、テルウェル東北株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア東日本株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社、ドコモ・モバイル株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北
秋田県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―秋田、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東北株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北
山形県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―山形、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、テルウェル東北株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北
福島県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―福島、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東北株式会社、ドコモサービス東北株式会社、ドコモエンジニアリング東北株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北
茨城県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―茨城、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、ドコモ・サービス株式会社、ドコモエンジニアリング株式会社、ドコモ・モバイル株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央
栃木県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―栃木、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、ドコモ・サービス株式会社、ドコモエンジニアリング株式会社、ドコモ・モバイル株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央
群馬県	東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―群馬、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、ドコモ・サービス株式会社、ドコモエンジニアリング株式会社、ドコモ・モバイル株式会社、ドコモ・ビジネスネット株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央
埼玉県	東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴ東日本―埼玉、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイーサービス、株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、テルウェル東日本株式会社、ドコモ・サービス株式会社、ドコモエンジニアリング株式会社、ドコモ・モバイル株式会社、ドコモ・ビジネスネット株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央